を「Z_{18}＝0.034」に、「Z_{19}＝0.035」を「Z_{19}＝0.034」に、「Z_{20}＝0.008」を「Z_{20}＝0.034」に改め、同号算式の符号AA_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「AB_6＝0.003」を「AB_6＝0.002」に、「AB_8＝0.005」を「AB_8＝0.000」に、「AB_{11}＝0.023」を「AB_{11}＝0.022」に、「AB_{13}＝0.031」を「AB_{13}＝0.019」に改め、同号算式の符号AC_n中「及び平成22年度」を「から平成23年度までの各年度」に、「（平成22年度」を「の額に相当する額（平成22年度及び平成23年度」に、「事業等の地方債」を「事業等の地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号AD_{22}の次に次のように加える。

			AD_{23}＝0.003

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号AE_n中「（平成21年度及び平成22年度」を「の額（平成21年度から平成23年度までの各年度」に、「得た地方債」を「得た地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号AF_{22}の次に次のように加える。

			AF_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式中「$\sum_{n=21}^{22}$」を「$\sum_{n=21}^{23}$」に、「5,110円」を「5,020円」に改め、同号算式の符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「C_{11}＝0.023」を「C_{11}＝0.014」に改め、同号算式の符号D_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「E_{19}＝0.021」を「E_{19}＝0.020」に、「E_{20}＝0.005」を「E_{20}＝0.020」に改め、同号算式の符号F_n中「とする。）」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「G_6＝0.003」を「G_6＝0.002」に、「G_8＝0.005」を「G_8＝0.000」に、「G_9＝0.009」を「G_9＝0.010」に、「G_{13}＝0.021」を「G_{13}＝0.020」に改め、同号算式の符号H_n中「係るもの（」を「係るものの額（」に、「得た地方債」を「得た地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号中「I_{11}＝0.077」を「I_{11}＝0.045」に、「I_{12}＝0.080」を「I_{12}＝0.079」に、「I_{13}＝0.074」を「I_{13}＝0.073」に、「I_{16}＝0.036」を「I_{16}＝0.035」に、「I_{18}＝0.035」を「I_{18}＝0.034」に、「I_{19}＝0.035」を「I_{19}＝0.034」に、「I_{20}＝0.008」を「I_{20}＝0.034」に改め、同号算式の符号J_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「K_{20}＝0.005」を「K_{20}＝0.020」に改め、同号算式の符号L_n中「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を削り、「及び平成22年度」を「から平成23年度までの各年度」に、「の額」を「の額に相当する額（平成22年度及び平成23年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額」に改め、同号算式の符号M_{22}の次に次のように加える。

			M_{23}＝0.003

第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式の符号N_n中「（平成21年度及び平成22年度」を「の額（平成21年度から平成23年度までの各年度」に、「得た地方債」を「得た地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号O_{22}の次に次のように加える。

			O_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰを次のように改める。

			算式Ⅰ $\dfrac{\sum_{n=11}^{13}(B_n\times C_n)+\sum_{n=14}^{23}(D_n\times E_n)+\sum_{n=17}^{23}(F_n\times G_n)+\sum_{n=14}^{23}(H_n\times I_n)+\sum_{n=21}^{23}(J_n\times K_n)+\sum_{n=14}^{17}(L_n\times M_n)+N\times 0.8}{773円\times A}$ $+\sum_{n=15}^{22}(O_n\times P_n)+\sum_{n=15}^{23}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=17}^{22}(S_n\times T_n)+\sum_{n=21}^{23}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{23}(W_n\times X_n)$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号中「C_{11}＝0.035」を「C_{11}＝0.034」に、「C_{13}＝0.035」を「C_{13}＝0.034」に改め、同号算式Ⅰの符号D_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号中「E_{19}＝0.021」を「E_{19}＝0.020」に、「E_{20}＝0.005」を「E_{20}＝0.020」に改め、同号算式Ⅰの符号E_{22}の次に次のように加える。

			E_{23}＝0.003

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号F_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号中「G_{18}＝0.035」を「G_{18}＝0.034」に、「G_{19}＝0.035」を「G_{19}＝0.034」に、「G_{20}＝0.008」を「G_{20}＝0.034」に改め、同号算式Ⅰの符号G_{22}の次に次のように加える。

			G_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号H_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号中「I_{18}＝0.035」を「I_{18}＝0.034」に、「I_{19}＝0.035」を「I_{19}＝0.034」に、「I_{20}＝0.008」を「I_{20}＝0.034」に改め、同号算式Ⅰの符号I_{22}の次に次のように加える。

			I_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号J_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号K_{22}の次に次のように加える。

			K_{23}＝0.007

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号L_n及びO_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号中「P_{18}＝0.035」を「P_{18}＝0.034」に、「P_{19}＝0.035」を「P_{19}＝0.034」に、「P_{20}＝0.008」を「P_{20}＝0.034」に改め、同号算式Ⅰの符号R_{22}の次に次のように加える。

			R_{23}＝0.011

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号S_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号中「T_{19}＝0.028」を「T_{19}＝0.027」に、「T_{20}＝0.006」を「T_{20}＝0.027」に、「T_{22}＝0.006」を「T_{22}＝0.005」に改め、同号算式Ⅰの符号U_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号V_{22}の次に次のように加える。

			V_{23}＝0.003